

新型コロナウイルス感染症の影響により事業収入が減少となった事業者の方へ 令和3年度分固定資産税の軽減制度のご案内

【概要】

- ◎新型コロナウイルス感染症の影響により、事業収入が減少した中小事業者の方について、令和3年度の1年分に限り、事業用家屋及び償却資産に係る固定資産税の負担を軽減します。

対象者及び軽減内容等

【対象者】 事業収入の減少が下表のとおりであった中小事業者等（※1）

【軽減内容】 事業用家屋及び償却資産に係る固定資産税の課税標準額を2分の1またはゼロとする

【対象年度】 当該措置は、令和3年度課税分に限定

- ◎令和2年(2020年)2月～10月までの任意の連続する3ヶ月間の事業収入

減少の割合	課税標準額の特例
30%以上50%未満	2分の1
50%以上	ゼロ

- （※1）「中小事業者等」とは、①資本金の額または出資金の額が1億円以下の法人、②資本または出資を有しない法人の場合、常時使用する従業員の数が1,000人以下の法人、③常時使用する従業員の数が1,000人以下の個人のいずれかに該当する者を指す

申告方法等

【申告方法】 認定経営革新等支援機関等（※2）の確認を受けた申告書（原本）に加えて、同機関に提出した書類と同じもの（写し可）を提出してください。

【申告期限】 令和3年2月1日（月） 当日消印有効

- （※2） 専門知識や実務経験や一定以上の者に対し、国が認定する公的な支援機関です。
具体的には、商工会や商工会議所などの中小企業支援者のほか、金融機関、税理士、公認会計士、弁護士等が認定支援機関として認定されています。

申告書類

【全ての事業者が提出する必要がある書類】

- （1） 申告書（認定経営革新等支援機関等の確認を受けたもの）
 - ・事業収入割合、特例対象資産一覧、中小事業者等であることの誓約など
- （2） 収入減を証する書類
 - ・会計帳簿や青色申告決算書等の写しなど
- （3） 特例対象家屋の事業用割合を示す書類（青色申告決算書など）※個人事業主のみ

【場合によっては提出が必要となる書類】

- （4） 収入減に不動産賃料の「猶予」が含まれる場合は、猶予の金額や期間等を確認できる書類

- 申告書の様式や認定経営革新等支援機関等などの詳細については、本町のホームページをご覧ください。（鏡石町ホームページ <http://www.town.kagamiishi.fukushima.jp>）

お問い合わせ・申告書送付先

〒969-0492 福島県岩瀬郡鏡石町不時沼345番地

税務町民課税務グループ 固定資産税担当 電話 0248-62-2114